

「ふくしまプライド。」発信事業（海外）委託に関する業務仕様書（案）

1 目 的

本仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が_____（以下、「乙」という。）に委託する「ふくしまプライド。」発信事業（海外）に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業目的

日本の人口減少に伴い国内の日本酒消費が減っていくことから、海外を新たな市場として見据え、「ふくしまプライド。」というメッセージの発信をとおして、国内外の品評会で高い評価を受ける「ふくしまの酒」の海外における認知度向上及び販路開拓・拡大を図る。

3 委託業務内容

（1）飲食店・小売店における県産酒プロモーション

- ・既流通銘柄の販路開拓・拡大、新規顧客の獲得に繋げることを目的とし、米国（東海岸及び西海岸）及び台湾の飲食店・小売店において、県内蔵元スタッフ参加型の県産酒試飲会等のプロモーションを実施すること。
- ・実施店舗数は、米国及び台湾において、それぞれ飲食店3店舗以上、小売店3店舗以上（合計12店舗以上）とすること。なお、効率性の観点から、蔵元スタッフ1回の渡航につき2店舗以上をまとめて実施すること。
- ・参加蔵元（各店舗3蔵程度）の渡航費用を一部負担すること。（上限20万円/蔵）
- ・県産酒の質の高さやおいしさなどの魅力を発信するため、効果的な販促ツールの作成及び集客に繋がる広報を行うこと。

〔企画提案のポイント〕

造り手である蔵元スタッフから実施店舗及び来店客に対し、酒造りに関するストーリーや飲み方など、県産酒の特長や魅力を直接説明する機会とし、現地において「ふくしまの酒」のファンを獲得するために効果的なプロモーション内容を提案すること。

（2）「ふくしまの酒専用コーナー(※)」等の設置・運営

(※) 県産酒の質の高さやおいしさなどの魅力を伝える情報発信拠点として、県が現地の小売店内に設置した県産酒のみを陳列したコーナーの呼称

ア 米国における「ふくしまの酒専用コーナー」の運営

- ・米国内3箇所（ニューヨーク2箇所、ロサンゼルス1箇所）においてコーナーの運営及び売上状況の管理を行うこと。
- ・運営にあたっては、県が指定する現地コーディネーター（ニューヨーク1名、ロサンゼルス1名）と連携すること。なお、当該コーディネート業務に係る費用は本事業にて負担すること。

- ・ 県産酒の販売促進に繋がるよう、集客のための広報及び情報発信を行うこと。
- ・ やむを得ない事由により、運営条件等を変更（終了を含む）する必要がある場合は、その内容は甲乙協議の上決定すること。なお、終了する場合は、代替となる新規店舗への設置に向けて、候補店の選定及び事前調査、並びに設置に係る調整を行うこと。

【「ふくしまの酒専用コーナー」設置店舗】

	店名	住所
1	Union Square Wine & Spirits	140 4th Ave, New York, NY 10003
2	Landmark Wine & Spirits	208 W 23rd St, New York, NY 10011

※ロサンゼルスのお店については別途調整中

イ アジア地域における「ふくしまの酒専用コーナー」等の設置・運営

- ・ シンガポール又は台湾における「ふくしまの酒専用コーナー」等の新規設置に向けて、候補店の選定及び事前調査、並びに設置に係る調整を行うこと。

【企画提案のポイント】

アジア地域における日本酒等の市場や食文化等の特徴及び傾向を踏まえ、県産酒の質の高さやおいしさなどの魅力を伝える情報発信拠点の設置を目的とした取組を提案すること。なお、上記目的の達成に向け効果的な提案内容であれば、既存の「ふくしまの酒専用コーナー」の仕様によらずとも差し支えない。

(3) ECサイト等における県産酒プロモーション

- ・ ECサイト等と連携の上、県産酒を販売し、県産酒の質の高さやおいしさなどの魅力を海外の消費者に効果的に伝え、販路・販売拡大に繋がるプロモーションを行うこと。
- ・ プロモーションの実施にあたり、販売促進に繋がる広報及び情報発信を行うこと。

【企画提案のポイント】

日本酒等を購買するECサイト利用層の特性を踏まえたペルソナを設定するとともに、連携が可能かつ県産酒の販売促進に効果的なECサイトを提案すること。また、販売促進に繋がる広報や情報発信方法を含めた具体的なプロモーション内容を提案すること。

(4) 台湾における展示商談会への出展

- ・ 台湾において県産酒を中心とした県産品の認知度向上及び販路拡大を図るため、本年6月に台北市で開催される「FOOD TAIPEI 2024」に福島県ブースを出展すること。
- ・ 出展費やブース装飾等の出展に係る費用は本事業にて負担すること。
- ・ 出展規模は4ブース程度とし、出展事業者は8者程度とすること。なお、出展者は公募の上決定するものとし、県産酒及び県産加工食品製造事業者を対象とする。
- ・ 出展事業者の渡航費用を一部負担すること。（上限10万円/蔵）
- ・ 出展事業者と調整の上、商談に必要な資料等を作成すること。

- ・出展事業者へ事後ヒアリングを実施し、商談成約結果等を県へ報告すること。

(5) その他

ア デジタルプロモーションの活用

- ・当事業の実施にあたり、県が運営するWeb サイトやSNS等においてプロモーションの告知及び開催状況の情報発信を行うため、県へ必要な情報を提供すること。なお、当該業務においては、「県産品デジタルプロモーション事業」の受託者と連携すること。

イ 事業の効果分析及び市場調査の実施

- ・本事業の効果分析及び事業実施国への県産酒及び県産酒以外の輸出状況等の調査を行い、今後の海外市場における県産酒の認知度向上・販路拡大に向けたレポートを提出すること。

ウ その他

- ・事業実施に当たり、必要に応じて通訳、現地ガイド、車両を手配すること。
- ・必要な情報機器（携帯電話、無線 LAN ルーター、パソコン等）を手配すること。
- ・現地において店舗との調整、コーディネート等を受託者以外の者が実施する場合は、実施体制及びその者の経歴を明らかにすること。
- ・その他事業実施に付随する業務が発生した場合、甲と協議の上実施すること。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを福島県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、福島県と協議すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真、チラシ、画像等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を福島県に納品すること。

4 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・統括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・収支決算書
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

6 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

7 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行うものとする。また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

8 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。